

別紙

諮問第1181号、第1182号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った、『平成30年1月11日開札道路維持工事（二の七）単価契約その3（二建）』及び『平成29年12月14日開札街路樹維持工事及び管理委託その4-2（単価契約）』の入札参加者に配布される資料一式（図面、特記仕様書、金抜き設計書など）、金入り設計書の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年3月28日及び同月26日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、道路、橋梁、河川及び公園の維持管理を所管しているが、これらの施設は年間を通して常に良好な状態で管理しなければならないものであり、各事務所において、毎年度維持管理のための同種の工事及び委託を反復継続的に発注している。

予定価格の事前、事後公表を行っていない単価契約工事は、設計書中の価格及び価格を算出するための情報等を開示することにより、以後の類似工事の発注案件において予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがある。

以上の理由により、対象公文書のうち、設計書中の価格及び価格を算出するための情報等については、条例7条6号に該当するため非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年7月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年12月10日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年11月26日（第212回第一部会）から令和3年1月21日（第214回第一部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1181号及び第1182号については、審査請求人も請求趣旨も同一であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会における審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、「道路維持工事（二の七）単価契約その3」に係る図面、特記仕様書、工種別内訳書（金抜き）、工種別内訳書（金入り）及び代価明細表（以下併せて「本件対象公文書1」という。）及び「街路樹維持工事及び管理委託その4-2（単価契約）」に係る図面、特記仕様書、工種別内訳書（金抜き）、工種別内訳書（金入り）及び代価明細表（以下併せて「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書1及び2の工種別内訳書（金入り）及び代価明細表に記載された価格及び価格を算出するための情報等（以下併せて「本件非開示情報」という。）について条例7条6号に該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、単価契約が特別な積算方式を採用しているわけではなく、東京都建設局等で公表が行われている積算基準書等の単価表と同じものを使用し、単価が算出されているので、単価契約の設計書でのみ非開示にする理由はなく、また、単価契約の工事は、建設局だけでなく他局でも発注されているが、他局の単価契約では開示決定が行われているものもあり、決定が異なる理由について明記すべきと主張する。

そこで、審査会は、本件非開示情報の非開示の妥当性について、審議する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、本件開示請求の対象となった契約をはじめとした工事等単価契約の入札では、各事業者が見積りをした各単価の合計額を比較して、実施機関が落札者を決定するとのことである。

審査会が検討するに、本件開示請求の対象となった契約をはじめ、毎年度道路等の維持管理のために反復継続的に発注している工事においては、前の入札における単価が開示され、予定価格が明らかになると、次の入札における予定価格が、前の入札における予定価格と同額又はそれに近い金額になることは容易に想定できるものであり、その上、過去数年間の当該契約又は類似契約の推移を比較して調査分析した結果も加味すれば、次の入札における予定価格が判明し、又は相当の精度をもって推察されることとなる。その結果、適正な競争が阻害されて、落札価格が予定価格に近接して高止まりの金額になるという事態の発生が十分に予想される。

したがって、本件非開示情報が開示されることにより、以後の類似工事の予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、本件非開示情報は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

また、審査請求人は、本件一部開示決定について、他局の単価契約に係る決定と異なる理由について明記すべきと主張しているが、審査請求人が他局の決定において開示されていると主張する公文書を審査会が入手して見分したところ、工事の工種・細別が異なるものであることが確認された。実施機関における工事は規模・性質等においていずれも多種多様であり、各局を通じて統一的な運用方針を定める類のものではないことから、各開示請求に対し、条例に則って個別に開示、非開示の判断を行っているものであると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑